

中日本高速道路株式会社 第9回定時株主総会

日 時：平成26年6月25日（水） 午後1時開会

場 所：中日本高速道路株式会社 14階会議室

【議 題】

報告事項

1. 第9期（2013年4月1日から2014年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに連結計算書類に係る会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
2. 第9期（2013年4月1日から2014年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名の選任の件
- 第3号議案 監査役4名の選任の件
- 第4号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

事業報告

(2013年4月1日から2014年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の概況

【安全性向上3カ年計画の着実な実行】

2012年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル上り線天井板落下事故では、9名の方がお亡くなりになり、多くの方々が被害に遭われました。私たちは、「二度とこのような事故を起こしてはならない」という深い反省と強い決意のもと、社外の有識者からなる「安全性向上有識者委員会」から頂いたご意見や国土交通省が設置した「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」の報告、その他外部の委員会の意見等を踏まえ、2013年7月26日、「安全性向上3カ年計画」を策定・公表しました。この計画は、「安全を最優先とする企業文化の構築」「構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの見直し」「安全管理体制の確立」「体系化された安全教育を含む人材育成」「安全性向上に向けた事業計画」の5項目からなり、項目毎に具体的な取組み施策を定めています。

また、「安全性向上3カ年計画」のより着実な実行に向けて、安全を中心とした現場の課題を迅速・的確に解決するとともに、指示命令系統・権限責任の明確化を図るため及び点検から維持補修にいたる業務のマネジメント能力を強化するため、2014年4月1日、事業執行機能の支社への集約や環境・技術企画部、技術管理部、構造技術・支援部の設置等を柱とする事業執行体制の見直しを行いました。

私たちは、ご遺族の皆さま、被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

私たちは、「安全性向上3カ年計画」の各取組み施策を迅速かつ着実に実行しているところであり、引き続きグループを挙げて再発防止と安全性向上に徹底的に取り組んでまいります。

「安全性向上3カ年計画」の着実な実行を通じて、当社グループが目指す「安全を最優先とする企業文化を有し、社会から信頼される会社」となるために、これからも全精力を傾注してまいります。

【2013年度の事業の概況】

当連結会計年度における高速道路事業(注1)については、2013年4月14日に一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)茅ヶ崎ジャンクション～寒川北インターチェンジ間5kmを開通させました。

また、高速道路ネットワークの機能を永続的に活用していくことを目指し、当社を含む高速道路3会社(東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び当社をいう。以下同じ。)において、大規模更新計画・大規模修繕計画(概略)を策定し、2014年1月22日に公表しました。これは、

高速道路本体の構造物に対する長期保全及び更新のあり方について、必要性やその対策を検討するため、2012年11月に高速道路3会社で設置した社外の有識者からなる「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」の提言を受けて策定したものです。高速道路3会社では、高速道路の重大な変状に進展するおそれのある約2,110kmを大規模更新・大規模修繕を実施する箇所を選定し、概算事業費を高速道路3会社合計で約3兆200億円として計画・公表しました。

料金制度については、2014年3月14日に国土交通省の事業許可を受け、同年4月1日以降の新たな高速道路料金が決まりました。これは、料金水準の変更、利便増進計画(注2)の終了に伴う料金割引の再編、消費税率の引上げに伴う料金の変更等を行うものです。

関連事業については、「安全性向上3カ年計画」に基づいた商業施設での安全対策を始め、売上拡大に向けてサービスエリア毎に特色のあるテーマを設定したキャンペーンやイベントを開催したほか、アジア・欧米等で高速道路事業の発掘やコンサルティング業務を受注するなど、事業を展開しました。また、分譲マンション事業等の不動産開発、高速道路周辺の商業施設等の開発事業、地域振興拠点として箱根ターンパイク株式会社の株式の取得等新規事業に参入しました。

このほか、2013年12月20日に当社が策定した次世代自動車充電インフラ整備ビジョン(注3)に基づき、EV(電気自動車)やPHV(プラグインハイブリッド自動車)に必要な充電インフラの整備、維持管理及び運営を、パートナー会社とともに共同事業として実施していくことを公表しました。

事業別の状況は、次のとおりです。

(注1) 事業計画のうち高速道路事業に係る部分は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した協定(以下「協定」といいます。)の内容に従っています。

(注2) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)」に基づき、高速道路の通行者及び利用者に対して、利便の増進のためスマートインターチェンジの追加整備の実施や、負担軽減のための高速道路の料金引下げ措置を実施するにあたり、機構と共同で策定した事業計画をいいます。

(注3) 国の補助事業である「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」に基づき、都道府県及び高速道路会社が策定するもので、EV(電気自動車)・PHV(プラグインハイブリッド自動車)に必要な充電インフラを計画的に配備するための設置場所などについて、当社の考え方を示したものをいいます。

(建設事業)

当連結会計年度における建設事業については、2013年4月14日に一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)茅ヶ崎ジャンクション～寒川北インターチェンジ間5kmを開通させました。

また、2012年4月に有料事業許可がなされた東京外かく環状道路(関越～東名間)、名古屋第二環状自動車道(飛島ジャンクション(仮称)～名古屋西ジャンクション間)及び東海北陸自動車道

4車線化事業(白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間)の着実な事業展開に向け、国等との間で施工等に係る協定の締結や工事の発注など、事業を推進しました。

このほか、安全性向上に向けた取組みを着実に推進するため、保全・サービス事業部門と連携し、建設中区間の安全性の再検証や、維持管理しやすい道路を目指した設計・施工の検討、建設段階における設計成果品、施工管理・品質検査記録等関係資料の確実な引継ぎに向けた検討を行いました。

(保全・サービス事業)

保全・サービス事業については、「安全性向上3カ年計画」に基づき、道路構造物の安全対策を実施しました。

当連結会計年度においては、トンネル天井板や換気ダクトなど道路上に設置された重量構造物に対する安全対策を最優先と位置付け、笹子トンネルと同様の天井板を有する中央自動車道恵那山トンネル(下り線)や東名高速道路都夫良野トンネル(下り線)の天井板を撤去するとともに、トンネル内のジェットファンの落下防止のためのチェーン設置などの安全対策を実施しました。また、2013年10月22日、「道路付属物の第三者等被害防止対策の対応方針」を策定し、道路構造物や道路付属物の落下による第三者等被害の発生が懸念されるものに係る安全対策を進めました。

この結果、今事業年度は「安全性向上3カ年計画」に定める道路上の重量構造物に対する安全対策を推進させました(同計画における進捗率21%)。

このほか、道路構造物の潜在的リスク(点検することが困難で、変状が確認できないものなど所要の安全性が確保されていない可能性のあるもの)を把握し、点検・補修、更新などに反映させるため、「構造物のリスクに関する調査検討会」を2013年6月18日に設置し、検討を進めています。

また、「安全性向上3カ年計画」に基づき、2013年7月以降の点検については、点検計画や点検結果の妥当性を確認する照査者を配置し、道路構造物の点検頻度の向上や鉄道交差部の点検の強化に取り組むとともに、高速道路と交差する跨道橋については、各県単位で跨道橋の道路管理者である地方自治体に呼びかけて協議会を立ち上げ、点検強化に向けた働きかけを行っています。

このほか、点検の頻度や手法について高速道路3会社で検討を行い、点検基準の法定化等を規定した道路法等の改正を反映した点検要領などの見直しに着手しています。

災害に強い高速道路づくりについては、BCP(業務継続計画)の継続的な見直しとともに、震災などが発生した際に、各被災地の復旧作業にあたる自衛隊や消防、警察などの支援部隊の進出拠点として、また高速道路をご利用するお客さまや周辺にお住まいの皆さまへの一時避難場所などとして活用することを想定した休憩施設の整備を進め、防災機能の強化に取り組んでいます。

このほか、国土交通省や陸上自衛隊中部方面隊・東部方面隊などとの相互応援協力に関する協定に基づいた合同訓練や連絡会議の実施、休憩施設を活用した災害時医療派遣チーム(DMAT)の参集訓練の実施など、関係機関との更なる連携強化を進めました。

ゴールデンウィークなどの交通混雑期には、渋滞区間の安全対策(渋滞末尾への標識車の配

置など)や休憩施設での特設トイレの設置、駐車場での交通整理員の配置、料金所での安全対策等を行いました。

また、道路交通安全について組織が取り組むべき基本的事項を定めた国際規格であるISO39001(道路交通安全マネジメントシステム)の認証を2013年10月31日に取得しました。この認証により、さらなる交通安全対策に取り組み、高速道路において世界一交通死亡事故率の少ない、安全で、安心・快適な高速道路空間の提供を目指してまいります。

次世代高速道路の実現に向けての取り組みとして、ITSスポットを活用した広域な道路情報の提供による運転支援や、高速道路上の落下物や気象情報等の情報をリアルタイムに提供する安全運転支援のほか、道路交通に関する調査・管理の効率化・高度化、構造物の保全対策などに向けて、GPSを搭載した新型車載器やITSスポットを活用し、連続的な経路を確認するための走行経路確認社会実験を行うための準備を完了しました。

お客さまの利便性を向上するために、滋賀県愛荘町に名神高速道路 湖東三山スマートインターチェンジを、静岡県森町に新東名高速道路 遠州森町スマートインターチェンジを設置しました。このほか、ETCをご利用のお客さまの増加に対応するためにETCレーンの増設を進めたことにより、ETC利用率は2014年3月に91.4%となりました。

(関連事業)

<サービスエリア事業>

サービスエリア事業については、「お招き」と「おもてなし」の心でお客さまをお迎えし、何度でも訪れたいと感じていただけるような個性豊かで魅力あふれるサービスエリアの創造に取り組みました。

当連結会計年度においては、伊勢自動車道嬉野パーキングエリア(上り)など既存のサービスエリアの一部について、それぞれにコンセプトを設けたリニューアルを進め、収益力の向上を図りました。

また、東名高速道路 EXPASA(エクスペーサ)海老名(上り)では、高速道路初となる百貨店とのタイアップイベントを開催したほか、東名高速道路 EXPASA 足柄(下り)では、テレビ局とのタイアップイベントを開催するなど、サービスエリアの新しい魅力を高める売り場づくりを展開しました。

このほか、地域食材を活かした「SA・PA スイーツコンテスト」の開催、サービスエリア・パーキングエリアでの地元のとれたて野菜の販売や地元商品の品揃えの充実など、地域活性化や地域社会との連携強化に努めました。

<旅行業・ウェブ事業>

旅行業については、引き続き高速道路資産を活かした旅行商品として、高速道路の工事現場・管理施設の見学と地域の観光資源を組み合わせた、当社ならではのバスツアーを企画・販売し、高速道路沿線地域への旅行の促進に取り組みました。

また、ウェブ事業については、料金検索エンジン「ドライブコンパス」と連動したお客さまの目的

地周辺の観光・宿泊情報の提供や「ドライブコンパス」スマートフォンアプリの提供、当社ウェブサイトのコンテンツの充実など、お客さまの利便性を向上させました。

<海外事業>

海外事業については、日本高速道路インターナショナル株式会社などと協力して、アジア・欧米の高速道路事業に係る現地調査を実施するとともに、関係機関と事業条件などの協議を進めました。

また、コンサルティング業務については、キルギス、カンボジア、モンゴル及びカザフスタンで 5 件受注し、現地技術者の能力向上に貢献しました。

このほか、海外からの視察団の受入れなどによる積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めたほか、国が実施する海外協力事業への社員の派遣、海外の道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際貢献にも力を入れました。

<カードサービス事業>

カードサービス事業については、お客さまのご利用を促進するために、ご利用金額に応じた新たな特典やご利用感謝キャンペーンの実施、サービスエリア事業との連携によるサービスエリアご利用時の優待サービスの拡充やガスタンションでの割引サービスなど、会員カードの魅力を向上させました。

<広告媒体事業>

広告媒体事業については、サービスエリアの商業施設の壁面や館内設備（リーフレットスタンド、電子看板など）を広告宣伝の場としてご利用いただけるよう自治体やメーカー等の企業（広告主）に提案しました。2013 年度は 200 社（団体）以上の広告主にご契約いただきました。

<不動産開発事業>

不動産開発事業については、社宅の整理統合の結果、遊休地となった社有地を活用して、横浜市内で分譲マンションを、東京都町田市内で戸建ての分譲宅地を開発しています。いずれも 2015 年の春に完成引渡しを予定しています。

（元社員の所得税法違反・詐欺事案等への対応について）

2012 年 9 月 21 日に調査結果を公表した元社員の所得税法違反・詐欺事案、これに関連する工事管理や用地補償に関する不適切な事務処理については、全社を挙げて再発防止策を徹底して実施し、適正な業務の遂行と信頼回復に努めているところです。

併せて、2013 年 7 月 31 日に、詐欺行為により当社に損害を与えた当該元社員らに対し、損害賠償請求訴訟を提起するなど必要な訴訟対応を行っているところです。

【当期の業績】

当期における当社グループの業績は、営業収益が635,443百万円(前期比62.2%減)、営業利益が2,040百万円(前期比68.1%減)、経常利益が3,433百万円(前期比57.3%減)、当期純利益が1,230百万円(前期比71.7%減)となりました。

次に、当社の個別の業績は、営業損失が△3,184百万円(前期は営業利益1,094百万円)となりました。このうち、高速道路事業営業損失は△5,844百万円となりました。なお、関連事業営業利益は、2,659百万円となりました。以上により、税引前当期純損失は△2,337百万円(前期は税引前当期純利益2,154百万円)、当期純損失は△3,094百万円(前期は当期純利益583百万円)となりました。

営業収益の大幅な減少は、前連結会計期間に新東名高速道路(御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間)の開通に伴い道路資産完成高を計上したことの反動によるものです。ただし、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「特措法」といいます。)第51条第2項から第4項の規定に基づき機構に帰属する道路資産の完成は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益に影響しません。

また、前述の損失の発生は、笹子トンネル天井板落下事故の発生を受けて、高速道路をご利用になるお客さまの安全性を確保する対策を早期かつ確実に実施するために、安全性向上に資する事業の一部について、高速道路事業の利益剰余金を活用して実施したことによるものです(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条第1項においては、機構は、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないとされていますが、この事業の実施にあたっては、要した費用に係る負債を機構の債務引受けの対象とせず、当社の損失となります。)

当社は、この損失に充てるため、第8回定時株主総会において、高速道路事業積立金から120億円を充当して安全性向上積立金を設けています。

なお、当連結会計年度における通行料金収入は511,435百万円(同2.8%増)でした。

(2)設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結計算書類及び計算書類において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項から第4項の規定に基づき、高速道路の工事完了時などにおいては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。

また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せて、協定に基づき当社が機構から借り受けます。この機構から当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当連結会計年度における設備投資総額は16,572百万円です。

なお、当連結会計年度に機構に帰属した道路資産の総額は、安全性向上積立金を利用して行う事業を含み74,456百万円です。

【高速道路事業】

高速道路事業では、当連結会計年度に 11,281 百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・一般国道 468 号(首都圏中央連絡自動車道)茅ヶ崎ジャンクション～寒川北インターチェンジ間 5kmの開通に伴う料金徴収施設の新設
- ・ETC レーン増設計画に基づき、ETC レーンを東名阪自動車道長島インターチェンジをはじめとする 21 料金所に 32 レーン増設
- ・ETCレーンでのトラブルの削減に向け、ETCカード未挿入による停止処理を防止するための「お知らせアンテナ」を東海北陸自動車道福光インターチェンジをはじめとする 5 箇所の新設

【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当連結会計年度に 3,168 百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・東名高速道路 EXPASA 富士川(上り)をはじめとするサービスエリアのリニューアル工事

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の道路建設事業資金に充てるため、次のとおり社債を発行するとともに、3 月には 10 金融機関から借入れを行い、総額 322,520 百万円を調達しました。

また、関連事業資金に充てるため、3 月に 4,000 百万円を調達しました。

なお、社債については、株式会社格付投資情報センターより AA+、ムーディーズ・ジャパン株式会社から Aa3 の格付を取得しています。

内訳については、次のとおりです。

種 別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
社債		
第 49 回社債(5 年債)	2013 年 5 月 21 日	70,000 百万円
第 1 回米ドル建て社債(5 年債)	2013 年 9 月 10 日	97,520 百万円
第 50 回社債(3 年債)	2013 年 11 月 8 日	15,000 百万円
第 51 回社債(5 年債)	2013 年 11 月 8 日	25,000 百万円
第 52 回社債(7 年債)	2013 年 11 月 8 日	15,000 百万円
第 53 回社債(3 年債)	2014 年 2 月 14 日	30,000 百万円
第 54 回社債(5 年債)	2014 年 2 月 14 日	20,000 百万円
第 55 回社債(7 年債)	2014 年 3 月 19 日	10,000 百万円
第 56 回社債(10 年債)	2014 年 3 月 19 日	10,000 百万円
社債 計		292,520 百万円

長期借入金		
長期借入金(3年) 株式会社みずほ銀行他9金融機関	2014年3月26日	30,000百万円
長期借入金(1年超) 株式会社三菱東京UFJ銀行他1金融機関	2014年3月27日	4,000百万円
長期借入金 計		34,000百万円
合計		326,520百万円

(注)2014年5月30日に、第57回社債(5年債、発行額100,000百万円)を発行しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、5カ年の経営計画を策定して事業を推進しています。経営計画は、毎年度、経営環境の変化を反映して見直しています。

2013年度においては、「安全を何よりも優先する」ことを経営理念に明記して、安全性に関する指標を追加するとともに、安全性向上の取組みを優先するために一部の指標について従来の目標を見直しました。

2013年度に策定した経営計画に基づいて、現在実施している主な施策は次のとおりです。

I 安全性向上の不断の取組み

- ① 安全性向上3カ年計画の推進
- ② 「百年道路」の推進

II 安全で、安心・快適な高速道路空間の創出

- ① 信頼性の高い高速道路ネットワークの機能の強化
- ② 高速道路の利便性向上
- ③ 災害に強い高速道路づくり
- ④ 交通事故防止・安全対策、走行環境の改善
- ⑤ 渋滞情報
- ⑥ 情報提供の充実
- ⑦ 世界をリードする高速道路システムの展開

III 地域社会、日本経済、そして世界の持続可能な成長に貢献

- ① 地域連携の強化、地域社会・経済への貢献
- ② 環境・持続可能社会への貢献
- ③ 国際社会との交流、国際貢献
- ④ 海外事業の推進

IV すべてのステークホルダーの皆さまに感動と満足を

- ① 感動的なサービスエリアの創造
- ② お客さま第一経営の推進
- ③ 「高い倫理観に根ざした企業文化」の醸成
- ④ 広報・渉外活動を通じたNEXCO中日本ブランドの構築
- ⑤ 労働災害の防止
- ⑥ 公正・透明な調達の推進
- ⑦ 効率的な事業の推進
- ⑧ ガバナンスとグループ総合力の強化
- ⑨ 安全を最優先し、自ら考えリーダーシップを発揮できる社員の育成
- ⑩ 人事制度改革とダイバーシティ
- ⑪ ワーク・ライフ・バランスの推進と職場のコミュニケーションの活性化

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	2010年度 第6期 (2010年4月1日 ～2011年3月31日)	2011年度 第7期 (2011年4月1日 ～2012年3月31日)	2012年度 第8期 (2012年4月1日 ～2013年3月31日)	2013年度 第9期 (当連結会計年度) (2013年4月1日 ～2014年3月31日)
営業収益	659,296 百万円	596,306 百万円	1,681,015 百万円	635,443 百万円
経常利益	11,122 百万円	10,041 百万円	8,038 百万円	3,433 百万円
当期純利益	6,547 百万円	6,856 百万円	4,352 百万円	1,230 百万円
1株当たり当期純利益	50 円 36 銭	52 円 74 銭	33 円 48 銭	9 円 46 銭
総資産	1,653,647 百万円	1,991,602 百万円	1,183,994 百万円	1,391,882 百万円

②当社の財産及び損益の状況

区分	期別 2010年度 第6期 (2010年4月1日 ～2011年3月31日)	2011年度 第7期 (2011年4月1日 ～2012年3月31日)	2012年度 第8期 (2012年4月1日 ～2013年3月31日)	2013年度 第9期 (当事業年度) (2013年4月1日 ～2014年3月31日)
営業収益	634,845 百万円	568,704 百万円	1,648,695 百万円	603,402 百万円
経常利益	7,166 百万円	5,659 百万円	2,182 百万円	△2,208 百万円
当期純利益	3,753 百万円	2,157 百万円	583 百万円	△3,094 百万円
1株当たり当期純利益	28 円 87 銭	16 円 59 銭	4 円 48 銭	△23 円 80 銭
総資産	1,641,185 百万円	1,972,311 百万円	1,163,081 百万円	1,371,936 百万円

(6) 重要な子会社の状況 (2014年3月31日現在)

1) 重要な子会社の状況

番号	名称	住所	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	名古屋市 中区	45 百万円	100%	当社が保有する高速道路の休憩施設における飲食・物販・不動産賃貸業
②	中日本エクストール横浜株式会社	横浜市 西区	100 百万円	100%	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の料金收受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会社	名古屋市 中区	100 百万円	100%	名古屋支社及び金沢支社管内の高速道路の料金收受業務
④	中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社	東京都 新宿区	50 百万円	100%	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の交通管理業務
⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社	名古屋市 中区	50 百万円	100%	名古屋支社及び金沢支社管内の高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社	東京都 新宿区	90 百万円	100% (19.7%)	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の保全点検業務
⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社	名古屋市 中区	90 百万円	100% (18.7%)	名古屋支社及び金沢支社管内の高速道路の保全点検業務

⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社	東京都 港区	30 百万円	88.7% (5.5%) [11.2%]	東京支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社	東京都 八王子市	50 百万円	100%	八王子支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社	名古屋市 中区	45 百万円	100%	名古屋支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社	石川県 金沢市	50 百万円	100%	金沢支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑫	NEXCO中日本サービス株式会社	名古屋市 中区	75 百万円	100%	不動産関連事業、人材派遣事業、社屋管理等事業、お客様窓口関連事業、研修人材開発事業及び売店運営事業
⑬	中日本高速技術マーケティング株式会社	名古屋市 中区	10 百万円	100%	製品の販売・開発、コンサルティング事業
⑭	合同会社 NEXCO中日本インベストメント	名古屋市 中区	10 百万円	100%	不動産事業、国内外のインフラ事業等への出資
⑮	株式会社エイチ・アール横浜	横浜市 西区	35 百万円	100% (100%)	高速道路の休憩施設における売店運営事業
⑯	株式会社グランセルセイワサービス	名古屋市 中区	20 百万円	72.1% (72.1%)	高速道路の休憩施設における売店運営事業
⑰	中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社	東京都 港区	30 百万円	100% (100%)	高速道路の休憩施設における自動販売機事業及び飲食事業
⑱	中日本ロード・メンテナンス静岡株式会社	静岡県 磐田市	20 百万円	51.0% (51.0%)	東京支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑲	中日本ロード・メンテナンス東京株式会社	横浜市 緑区	62 百万円	53.6% (53.6%) [10.0%]	東京支社管内の高速道路の維持修繕業務

⑳	中日本ロード・メンテナンス東海株式会社	名古屋市 中区	30 百万円	51.0% (51.0%)	名古屋支社管内の高速道路の維持修繕業務
㉑	中日本高速オートサービス株式会社	愛知県 一宮市	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持管理車両の車両管理業務
㉒	中日本ロード・メンテナンス金沢株式会社	石川県 白山市	75 百万円	55.2% (55.2%)	金沢支社管内の高速道路の維持修繕業務
㉓	中日本ロード・メンテナンス中部株式会社	名古屋市 中村区	45 百万円	76.0% (76.0%)	名古屋支社管内の高速道路の維持修繕業務

(注)1.議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.議決権比率の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3.中日本ロード・メンテナンス金沢株式会社は、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社
が、2013年5月20日に株式を追加取得し、関連会社から連結子会社としております。
なお、同社は、2013年6月25日に株式会社アステックから中日本ロード・メンテナンス金沢
株式会社に商号を変更しております。(番号㉒)

4.中日本ロード・メンテナンス中部株式会社の株式を保有する中日本ロード・メンテナンス金
沢株式会社を連結子会社としたことにより、関連会社から子会社としております。(番号㉓)

5.高速道路周辺における商業施設などの開発事業等を専門的に行うため、合同会社
NEXCO 中日本インバースメント株式会社が100%出資して、2014年4月8日にNEXCO 中
日本開発株式会社を設立し、当社の子会社としました。

6. 合同会社NEXCO 中日本インバースメント株式会社が箱根ターンパイク株式会社の株式を取
得し、2014年4月25日に同社を当社の子会社としました。

2) 重要な関連会社の状況

番号	名称	住所	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	石川県 金沢市	1,156 百万円	27.6% (3.2%)	トラックターミナル、貨物保管施設及びこれに附帯する施設の建設、管理並びに賃貸事業
②	株式会社NEXCOシステムズ	東京都 台東区	50 百万円	33.3%	料金計算等の基幹システムの運用管理事業
③	株式会社高速道路総合技術研究所	東京都 町田市	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発事業

④	株式会社NEXCO 保険サービス	東京都 千代田区	15 百万円	33.3%	保険代理事業
⑤	ハイウェイ・トール・シ ステム株式会社	東京都 中央区	75 百万円	24.0% (7.8%) [7.8%]	料金収受機械の保守事業及びE TCの保守事業
⑥	日本高速道路インタ ーナショナル株式会 社	東京都 千代田区	499 百万円	28.6%	海外の高速道路の新設、改築、 維持、修繕、管理、その他道路に 関する事業
⑦	中日本施設管理株 式会社	東京都 中野区	30 百万円	49.0% (49.0%)	高速道路等の付帯設備に関する 保守、管理事業
⑧	日本ロード・メンテナ ンス株式会社	東京都 港区	100 百万円	15.0% (15.0%)	東京支社及び名古屋支社管内の 高速道路の維持修繕業務
⑨	株式会社東京ハイウ エイ	東京都 千代田区	86 百万円	15.0% (15.0%)	東京支社管内の高速道路の維持 修繕業務
⑩	NHS名古屋株式会 社	名古屋市 千種区	20 百万円	33.5% (33.5%)	名古屋支社管内の高速道路の維 持修繕業務
⑪	ティーシーメンテナ ンス株式会社	長野県 松本市	20 百万円	33.4% (33.4%)	八王子支社管内の高速道路の維 持修繕業務
⑫	株式会社高速保全	東京都 八王子市	30 百万円	33.3% (33.3%)	八王子支社管内の高速道路の維 持修繕業務

(注)1.議決権比率の()内は間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.議決権比率の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3.2014年5月26日に、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社が株式会社デーロス・ジャパンの株式を追加取得し、同社を当社の関連会社としました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及びこれらに関連する事業を実施しています。

【高速道路事業】

新東名高速道路をはじめとする9路線321kmの建設を行う建設事業及び東名高速道路をはじめとする営業中の23路線1,949kmの改築、維持、修繕その他の管理を行う保全・サービス事業を実施しています。

【関連事業】

サービスエリア事業、旅行業、ウェブ事業、海外事業、カードサービス事業などを実施しています。

(8) 主要な営業所(2014年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 (愛知県名古屋市)

支社など

東京支社(東京都港区)

名古屋支社(愛知県名古屋市)

八王子支社(東京都八王子市)

金沢支社(石川県金沢市)

工事事務所 12 箇所、保全・サービスセンター24 箇所

ベトナム事務所

② 重要な子会社の本店所在地

10 ページから 13 ページ「(6) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(9) 従業員の状況(2014年3月31日現在)

① 当社グループ(企業集団)の従業員の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	8,603 (2,523) 人
サービスエリア事業	538 (896) 人
その他(関連)事業	82 (1) 人
全社(共通)	344 (0) 人
合計	9,567 (3,420) 人

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、前会計期間の平均人員を()内に外数で記載しています。

②当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,112 人	42.1 歳	18.8 年

(注)1.従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

2.平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額(2014年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	20,692 百万円
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	19,916 百万円
株式会社三井住友銀行	17,169 百万円
信金中央金庫	14,992 百万円
農林中央金庫	14,843 百万円

(注)借入金残高については、単位未満切捨で記載しています。

2.会社の株式に関する事項

(1)株式の状況(2014年3月31日現在)

- ①会社が発行する株式の総数 520,000,000 株
- ②発行済株式の総数 普通株式 130,000,000 株
- ③株主数 2名
- ④大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
国土交通大臣	129,940,882 株	99.95%
財務大臣	59,118 株	0.05%

(注)2014年4月1日、次のとおり株主の異動がありました。

【異動前】

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
国土交通大臣	129,940,882 株	99.95%
財務大臣	59,118 株	0.05%

【異動後】

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
財務大臣	130,000,000 株	100.00%

3.新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等 (2014年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
川口文夫	取締役会長	中部電力株式会社 相談役 中部日本放送株式会社 社外監査役 日本郵船株式会社 社外監査役 名古屋鉄道株式会社 社外監査役 一般社団法人中部経済連合会 名誉会長
金子剛一	代表取締役社長 最高経営責任者(CEO)兼グループCEO 最高執行責任者(COO)兼グループCOO 監査部担当	
高松隆久	取締役 常務執行役員 関連事業本部長	
廣瀬輝	取締役 常務執行役員 建設事業本部長	
小室俊二	取締役 常務執行役員 企画本部長	
猪熊康夫	取締役 常務執行役員 保全・サービス事業本部長	
森下憲樹	取締役 常務執行役員 総務本部長	
伊藤孝一郎	常勤監査役	
田宮道衛	常勤監査役	
神尾隆	監査役	東和不動産株式会社 相談役
富山和彦	監査役	株式会社経営共創基盤 代表取締役CEO オムロン株式会社 社外取締役 ぴあ株式会社 社外取締役

(注)1. 川口文夫氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 川口文夫氏は、中部電力株式会社代表取締役社長、同社代表取締役会長、一般社団法人中部経済連合会会長など要職を歴任されており、企業経営及び財界活動における幅広い経験と知見を有するものです。

3. 伊藤孝一郎氏、神尾隆氏及び富山和彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

4. 伊藤孝一郎氏は、矢作建設工業株式会社取締役専務執行役員、同社常勤監査役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 神尾隆氏は、東和不動産株式会社の相談役であり、同社の代表取締役社長、トヨタ自動車株式会社専務取締役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
6. 富山和彦氏は、株式会社経営共創基盤代表取締役CEOであり、株式会社産業再生機構代表取締役専務 COO 在任中に数多くの企業再生支援に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
7. 2013年6月27日の第8回定時株主総会の終結の時をもって、取締役吉川良一氏及び取締役中山啓一氏は、辞任により退任しました。
8. 2014年3月31日をもって、取締役森下憲樹氏は、辞任により退任しました。
9. 2014年4月1日付けで、取締役の担当を変更しました。

(2014年4月1日現在)

氏名	地位及び担当
川口 文夫	取締役会長
金子 剛一	代表取締役社長 最高経営責任者(CEO)兼グループCEO 最高執行責任者(COO)兼グループCOO 監査部担当
高松 隆久	取締役 常務執行役員 東京支社長兼東京オリンピック・パラリンピック担当
廣瀬 輝	取締役 常務執行役員 技術・建設本部長
小室 俊二	取締役 常務執行役員 経営企画本部長
猪熊 康夫	取締役 常務執行役員 保全企画本部長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	8名	94,624,813円	4名	41,890,000円	12名	136,514,813円

(注) 1. 創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 200百万円以内 (2005年9月28日創立総会決議)

監査役 年額 70百万円以内 (2005年9月28日創立総会決議)

2. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 9,952,421 円(取締役6名 6,534,195 円、監査役 4 名 3,418,226 円)を計上しております。
3. 取締役の報酬支給人員には、当期中に退任した取締役 3 名が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

①各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	川口 文夫	当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 13 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
監査役	伊藤 孝一郎	当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 15 回に、また、監査役会 15 回のうち 15 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
監査役	神尾 隆	当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 14 回に、また、監査役会 15 回のうち 14 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
監査役	富山 和彦	当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 12 回に、また、監査役会 15 回のうち 13 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。

②責任限定契約の内容の概要

区分	氏名	概要
監査役	神尾 隆	当社と会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度としております。
監査役	富山 和彦	当社と会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度としております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	---	-----	3 名	25,145,000 円	3 名	25,145,000 円

(注) 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 2,051,833 円を計上しております。

5.会計監査人に関する事項

(1)名称

新日本有限責任監査法人

(2)報酬等の額

①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

1)公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	91,900 千円
2)公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	10,066 千円
合 計	101,966 千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

また、社債発行に係るコンフォートレター作成業務の報酬の額(当会計年度22,900千円)を含めております。

2. 上記2)の業務の内容は、英文財務諸表作成支援業務等についての対価を支払っております。

②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 110,966千円

(3)解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とします。

6.業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。(最終改正:2014年4月1日)

本方針に基づく適正な業務執行体制が確保されているか確認を行うため、毎年定期的に取り締役会に業務の実施状況を報告しております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、倫理・法令遵守担当役員(CCO)を置き、当社のコンプライアンス推進を統括します。

また、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役及び支社長は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全を最優先に、安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、危機管理を専門的に統括する職を置き、有事の際の迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備するとともに、高速道路の安全性を向上させるため、本社に安全管理部を設置し、安全性向上に資する計画の策定、実行、評価及び改善のサイクルを着実に実行する体制を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、全執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会及び組織単位のリスクマネジメント部会を設置し、リスクを組織的に管理し、損失などの回避または低減を図る体制を整備します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を月1回開催し、重要事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、取締役会の機能強化と経営効率の向上のために、全取締役、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催し、重要事項について審議します。

執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。

高速道路事業については、現場が当事者意識を持って自律的な事業執行を行うことを目的に、事業執行の主体である支社と、それを支援する本社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備します。

また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、中期経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程などを制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、グループ各社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

当社グループ全体の執行方針の決定・共有のため、全取締役、執行役員、グループ会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議を定期に開催します。

また、各子会社に倫理・法令遵守担当役員(CCO)を設置し、グループCCO会議を開催するなど、グループ一体となったコンプライアンスの推進や、リスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有

する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で高度な法律知識・能力、会計知識・能力等を特に必要とする場合にあつては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。

また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況などについて、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期的に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査法人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期的に意見交換を行います。

7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8.その他株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

附属明細書(事業報告関係)

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務状況の明細

事業報告 17 ページ「4(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しています。

貸借対照表

2014年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
現金及び預金		69,928
高速道路事業営業未収入金		51,073
未収入金		48,382
未収収益		1
短期貸付金		2
有価証券		39,999
仕掛道路資産		875,916
商品		1,036
原材料		489
貯蔵品		666
受託業務前払金		1,420
前払金		532
前払費用		180
繰延税金資産		1,234
その他		9,388
貸倒引当金		<u>△ 21</u>
流動資産合計		1,100,231
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,036	
減価償却累計額	<u>△ 623</u>	1,412
構築物	42,356	
減価償却累計額	<u>△ 6,573</u>	35,783
機械及び装置	92,721	
減価償却累計額	<u>△ 51,156</u>	41,564
車両運搬具	16,786	
減価償却累計額	<u>△ 12,509</u>	4,276
工具、器具及び備品	5,721	
減価償却累計額	<u>△ 3,916</u>	1,804
土地		228
リース資産	25	
減価償却累計額	<u>△ 16</u>	9
建設仮勘定		<u>1,204</u>
無形固定資産		<u>86,285</u>
		2,917
89,203		
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	36,449	
減価償却累計額	<u>△ 9,319</u>	27,130
構築物	8,828	
減価償却累計額	<u>△ 3,227</u>	5,600
機械及び装置	1,875	
減価償却累計額	<u>△ 855</u>	1,019
車両運搬具	0	
減価償却累計額	<u>△ 0</u>	0
工具、器具及び備品	402	
減価償却累計額	<u>△ 205</u>	197
土地		109,018
建設仮勘定		<u>2,566</u>
無形固定資産		<u>145,532</u>
		427
145,959		
C 各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	12,926	
減価償却累計額	<u>△ 4,343</u>	8,582
構築物	1,268	
減価償却累計額	<u>△ 679</u>	588
機械及び装置	5	
減価償却累計額	<u>△ 3</u>	1
車両運搬具	12	
減価償却累計額	<u>△ 11</u>	0
工具、器具及び備品	2,457	
減価償却累計額	<u>△ 1,576</u>	880
土地		7,705
リース資産	577	
減価償却累計額	<u>△ 341</u>	236
建設仮勘定		<u>207</u>
無形固定資産		<u>18,202</u>
		4,501
22,704		

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	299		
減価償却累計額	△ 134	164	
構築物	2		
減価償却累計額	△ 1	0	
工具、器具及び備品	1		
減価償却累計額	△ 0	0	
土地		608	774
E 投資その他の資産			
関係会社株式		7,365	
関係会社出資金		50	
長期貸付金		20	
長期前払費用		2,367	
その他		1,888	
貸倒引当金		△ 161	11,530
固定資産合計			270,172
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		1,532	
繰延資産合計			1,532
資 産 合 計			1,371,936
 (負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		100,052	
1年以内返済予定長期借入金		6,324	
1年以内償還予定社債		45,000	
リース債務		133	
未払金		8,546	
未払費用		951	
未払法人税等		292	
預り連絡料金		2,079	
預り金		20,047	
受託業務前受金		2,262	
前受金		1,358	
前受収益		229	
賞与引当金		1,190	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		57	
その他		5,595	
流動負債合計			194,121
II 固定負債			
道路建設関係社債		807,520	
道路建設関係長期借入金		110,000	
その他の長期借入金		20	
リース債務		200	
受入保証金		13,416	
退職給付引当金		52,412	
役員退職慰労引当金		50	
ETCマイレージサービス引当金		7,306	
ポイント引当金		25	
その他		8,769	
固定負債合計			999,723
負 債 合 計			1,193,845
 (純資産の部)			
I 株主資本			
資本金			65,000
資本剰余金			
資本準備金		65,000	
その他資本剰余金		6,650	
資本剰余金合計			71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
安全性向上積立金		12,000	
高速道路事業積立金		14,592	
別途積立金		17,890	
繰越利益剰余金		△ 3,042	41,440
利益剰余金合計			41,440
株主資本合計			178,090
純 資 産 合 計			178,090
負債純資産合計			1,371,936

損益計算書

2013年4月1日から2014年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	511,461	
道路資産完成高	70,457	
その他の売上高	484	
	582,403	
2 営業費用		
道路資産賃借料	360,586	
道路資産完成原価	74,456	
管理費用	153,205	
	588,247	
高速道路事業営業損失 (△)		△ 5,844
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	6,474	
休憩所等事業収入	13,701	
不動産賃貸収入	82	
その他の事業収入	740	
	20,998	
2 営業費用		
受託業務事業費	6,393	
休憩所等事業費	10,123	
不動産賃貸費用	35	
その他の事業費用	1,787	
	18,339	
関連事業営業利益		2,659
全事業営業損失 (△)		△ 3,184
III 営業外収益		
受取利息		9
有価証券利息		31
受取配当金		548
物品売却益		0
土地物件貸付料		224
原因者負担収入		116
雑収入		172
		1,103
IV 営業外費用		
支払利息		91
物品売却損		17
雑損失		18
		127
経常損失 (△)		△ 2,208
V 特別利益		
固定資産売却益		54
		54
VI 特別損失		
固定資産売却損		61
固定資産除却損		122
		183
税引前当期純損失 (△)		△ 2,337
法人税、住民税及び事業税		450
法人税等調整額		306
		756
当期純損失 (△)		△ 3,094

株主資本等変動計算書

2013年4月1日から2014年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本										純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計		
					安全性向 上積立金	高速道 路事業 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2013年4月1日 期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650	—	28,497	15,401	635	44,534	181,185	181,185
事業年度中の変動額											
安全性向上積立金の積立					12,000	△12,000		—	—	—	—
高速道路事業積立金の取崩						△1,905		1,905	—	—	—
別途積立金の積立							2,488	△2,488	—	—	—
当期純損失 (△)								△3,094	△3,094	△3,094	△3,094
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	12,000	△13,905	2,488	△3,678	△3,094	△3,094	△3,094
2014年3月31日 期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650	12,000	14,592	17,890	△3,042	41,440	178,090	178,090

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 商品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ③ 原材料、貯蔵品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(6) ETC マイレージサービス引当金

ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に着手した工事については、請負金額が 50 億円以上の長期工事（工期 2 年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

③ ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「原因者負担収入」及び営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「物品売却損」は、重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前事業年度における「原因者負担収入」の金額は 93 百万円、「物品売却損」の金額は 1 百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第 8 条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 852,520 百万円（額面額 852,520 百万円）

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,020,000 百万円

なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」409 百万円を法務局に供託しております。

二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,005,206 百万円
東日本高速道路㈱	2,271 百万円
西日本高速道路㈱	27 百万円
合 計	3,007,505 百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,981 百万円
--------------------	------------

- ② 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,347,100 百万円
--------------------	---------------

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 50,000 百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金が 15,950 百万円減少しております。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,917 百万円
長期金銭債権	76 百万円
短期金銭債務	38,041 百万円
長期金銭債務	12,441 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 147 百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

関連事業固定資産	
機械及び装置	147 百万円
合 計	147 百万円

なお、国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産	
機械及び装置	3 百万円
車両運搬具	27 百万円
関連事業固定資産	
建物	8 百万円
機械及び装置	147 百万円
合 計	186 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	13,689 百万円
営業費用	101,480 百万円
営業取引以外の取引による取引高	3,123 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数	
普通株式	130,000,000 株

6. 税効果会計に関する注記

一 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	57 百万円
賞与引当金	420 百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	20 百万円
退職給付引当金	18,505 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,579 百万円
その他	3,206 百万円
繰延税金資産小計	24,790 百万円
評価性引当額	△ 23,548 百万円
繰延税金資産合計	1,242 百万円
繰延税金負債	
その他	△ 7 百万円
繰延税金負債合計	△ 7 百万円
繰延税金資産の純額	1,234 百万円

二 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 10 号)が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成 26 年 4 月 1 日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の 37.6%から 35.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 82 百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	422,290 百万円
1 年超	15,750,167 百万円
合計	16,172,457 百万円

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね 5 年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 17 条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

一 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注 1)	360,586	高速道路事業営業未払金	57,515
				高速道路事業営業未収入金(注 2)		12	
			道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注 1)	70,457	高速道路事業営業未収入金	5,094
				債務の引渡及び債務保証(注 3)	65,950	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注 4)	3,005,206	—	—
				債務保証(注 5)	1,292,131	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定において、実績料金収入が減算基準額を超えて下回った場合、道路資産賃借料が減算されることと規定されております。また、当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定については、前記「7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額」をご参照ください。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額のうち、10,981百万円については東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して、1,281,150百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,369.92 円
一株当たり当期純損失金額	△ 23.80 円

10. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債の発行を決議しております。

区分	中日本高速道路株式会社第57回社債
発行総額	金1,000億円
利率	年0.294パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成26年5月30日
償還期日	平成31年3月20日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

連結貸借対照表

2014年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金及び預金		74,383
2. 高速道路事業営業未収入金		51,070
3. 未収入金		50,155
4. 有価証券		39,999
5. 仕掛道路資産		873,902
6. たな卸資産		4,528
7. 繰延税金資産		2,344
8. その他		12,819
貸倒引当金		<u>△21</u>
流動資産合計		1,109,183
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	58,520	
減価償却累計額	<u>△17,407</u>	41,112
(2) 構築物	53,146	
減価償却累計額	<u>△10,764</u>	42,382
(3) 機械及び装置	95,003	
減価償却累計額	<u>△52,248</u>	42,755
(4) 車両運搬具	18,211	
減価償却累計額	<u>△13,732</u>	4,479
(5) 工具、器具及び備品	12,730	
減価償却累計額	<u>△8,222</u>	4,508
(6) 土地		119,717
(7) リース資産	1,778	
減価償却累計額	<u>△869</u>	908
(8) 建設仮勘定		<u>4,018</u>
有形固定資産合計		259,882
2. 無形固定資産		8,659
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		4,920
(2) 繰延税金資産		2,543
(3) その他		5,459
貸倒引当金		<u>△297</u>
投資その他の資産合計		<u>12,625</u>
固定資産合計		281,167
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		<u>1,532</u>
繰延資産合計		<u>1,532</u>
資 産 合 計		<u><u>1,391,882</u></u>
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 高速道路事業営業未払金		83,598
2. 1年以内返済予定長期借入金		6,324
3. 未払金		19,560
4. 未払法人税等		1,861
5. 賞与引当金		2,829
6. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		57
7. その他		<u>60,096</u>
流動負債合計		174,328
II 固定負債		
1. 道路建設関係社債		807,520
2. 道路建設関係長期借入金		110,000
3. 長期借入金		20
4. 役員退職慰労引当金		231
5. ETCマイレージサービス引当金		7,306
6. ポイント引当金		25
7. 退職給付に係る負債		70,272
8. その他		<u>23,534</u>
固定負債合計		<u>1,018,912</u>
負 債 合 計		<u><u>1,193,241</u></u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金	65,000	
2. 資本剰余金	71,650	
3. 利益剰余金	67,718	
株主資本合計		204,368
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22	
退職給付に係る調整累計額	△9,457	
その他の包括利益累計額合計		△9,434
III 少数株主持分		3,707
純 資 産 合 計		198,641
負債純資産合計		1,391,882

連結損益計算書

2013年4月1日から2014年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益		635,443
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	360,586	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	213,769	
3. 販売費及び一般管理費	59,047	
営業利益		2,040
III 営業外収益		
1. 受取利息	66	
2. 土地物件貸付料	214	
3. 負ののれん償却額	341	
4. 持分法による投資利益	317	
5. その他	598	
営業外費用		1,538
IV 営業外費用		
1. 支払利息	83	
2. 物品売却損	17	
3. その他	44	
経常利益		3,433
V 特別利益		
1. 固定資産売却益	56	
2. 投資有価証券売却益	36	
3. 負ののれん発生益	1,010	
4. その他	2	
特別損失		1,106
VI 特別損失		
1. 固定資産売却損	61	
2. 固定資産除却損	166	
3. その他	4	
税金等調整前当期純利益		4,306
法人税、住民税及び事業税	2,929	
法人税等調整額	99	
少数株主損益調整前当期純利益		1,277
少数株主利益		46
当期純利益		1,230

連結株主資本等変動計算書

2013年4月1日から2014年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2013年4月1日 首残高	65,000	71,650	66,487	203,138
連結会計年度中の変動額				
当期純利益			1,230	1,230
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,230	1,230
2014年3月31日 期末残高	65,000	71,650	67,718	204,368

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2013年4月1日 首残高	△2	-	△2	2,650	205,786
連結会計年度中の変動額					
当期純利益					1,230
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	25	△9,457	△9,432	1,056	△8,376
連結会計年度中の変動額合計	25	△9,457	△9,432	1,056	△7,145
2014年3月31日 期末残高	22	△9,457	△9,434	3,707	198,641

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数 23社

・連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱、中日本高速技術マーケティング㈱、(同)NEXCO 中日本インベストメント、㈱エイチ・アール横浜、㈱グランセルセイワサービス、中日本ハイウェイ・アドバンス㈱、中日本ロード・メンテナンス静岡㈱、中日本ロード・メンテナンス東京㈱、中日本ロード・メンテナンス東海㈱、中日本ロード・メンテナンス中部㈱、中日本ロード・メンテナンス金沢㈱、中日本高速オートサービス㈱

中日本ロード・メンテナンス金沢㈱は、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱が株式を追加取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお同社は平成25年6月25日に㈱アステックから中日本ロード・メンテナンス金沢㈱に商号変更しております。

中日本ロード・メンテナンス中部㈱は、当該株式を保有する中日本ロード・メンテナンス金沢㈱が子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

②非連結子会社の名称等

・非連結子会社の名称 (㈱ウェイザ

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

・持分法適用の関連会社の数 12社

・会社の名称 北陸高速道路ターミナル㈱、㈱高速道路総合技術研究所、㈱NEXCO システムズ、㈱NEXCO 保険サービス、ハイウェイ・トール・システム㈱、日本高速道路インターナショナル㈱、中日本施設管理㈱、日本ロード・メンテナンス㈱、㈱東京ハイウェイ、ティーシーメンテナンス㈱、㈱高速保全、NHS 名古屋㈱

中日本ロード・メンテナンス中部㈱及び㈱アステックは、連結子会社となったため、持分法の適用範囲から除外しております。

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

・会社の名称

(非連結子会社)

(㈱ウェイザ

(関連会社)

(㈱章榮

・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

・商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ホ. ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

ヘ. ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

ハ. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ニ. 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

c. ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクをヘッジしております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

ホ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(4) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、繰延税金資産517百万円、退職給付に係る負債9,838百万円、それぞれ増加し、投資その他の資産その他247百万円、固定負債その他89百万円、その他の包括利益累計額9,478百万円、それぞれ減少しております。

なお、1株当たり純資産額は72.91円減少しております。

(5) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

- ① 前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「物品売却損」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。
なお、前連結会計年度の連結損益計算書における「物品売却損」の金額は1百万円であります。
- ② 前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産売却損」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。
なお、前連結会計年度の連結損益計算書における、「固定資産売却損」の金額は5百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

- ① 道路建設関係社債 852,520百万円(額面額852,520百万円)
- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,020,000百万円
なお、上記の他、「現金及び預金」3百万円、「投資その他の資産 その他」419百万円を担保に供しております。

(2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,005,206百万円
東日本高速道路(株)	2,271百万円
西日本高速道路(株)	27百万円
合計	3,007,505百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

イ. 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 10,981百万円

ロ. 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,346,950百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が50,000百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が15,950百万円減少しております。

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は185百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

建物	37百万円
機械及び装置	147百万円
合計	185百万円

なお国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

建物	45百万円
機械及び装置	151百万円
車両運搬具	27百万円
合計	224百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式

130,000,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも10年以内となっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い日本道路公団から承継したものと及び会社資産の設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建社債については、為替リスクに晒されており、社債発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には、通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債に振当処理を行っているものがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

外貨建社債は、為替変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ニ. デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社グループの内規に基づき、リスク回避の目的以外のものを禁止しており、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2014年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていません。(注2)参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	74,383	74,383	—
(2)高速道路事業営業未収入金	51,070	51,070	—
(3)未収入金	50,155	50,155	—
(4)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	20,501	20,519	18
②その他有価証券	20,429	20,429	—
(5)流動資産その他(短期貸付金)	3	3	—
資産計	216,543	216,561	18
(1)高速道路事業営業未払金	83,598	83,598	—
(2)未払金	19,560	19,560	—
(3)未払法人税等	1,861	1,861	—
(4)道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)	852,520	861,219	8,699
(5)道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)	110,000	110,013	13
(6)長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	6,345	6,362	16
負債計	1,073,886	1,082,616	8,730

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2)高速道路事業営業未収入金、(3)未収入金及び(5)流動資産その他(短期貸付金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。

負 債

(1)高速道路事業営業未払金、(2)未払金及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)

主として市場価格に基づき算定しております。

(5)道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6)長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、その他有価証券に含めて記載しております。

通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	連結貸借対照表計上額
非上場株式	子会社及び関連会社株式	3,855
	その他有価証券	133

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	6,512	5,887
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	132,352	115,203

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,499.49円
1株当たり当期純利益金額	9.46円

7. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社の子会社である(同)NEXCO 中日本インベストメントは、高速道路周辺における商業施設等の開発・管理・運営に関する事業等を営むことを目的として、NEXCO 中日本開発㈱を設立し、子会社としました。

設立した会社の名称	NEXCO 中日本開発㈱
事業の内容	高速道路周辺における商業施設等の開発、管理、運営に関する事業等
規模	資本金 400百万円
設立の時期	平成26年4月8日
取得した株式の数	80万株
取得価額	400百万円
取得後の議決権比率	100%

(株式取得による子会社化)

当社の子会社である(同)NEXCO 中日本インベストメントは、道路運送法に基づく自動車道事業の運営を目的として、箱根ターンパイク㈱の株式を取得し、子会社としました。

株式取得した会社の名称	箱根ターンパイク㈱
事業の内容	自動車道事業の経営並びに自動車道および関連設備、周辺土地の保有、管理、運営
規模	資産 1,615百万円 負債 1,507百万円 純資産 107百万円 (平成25年3月31日現在)
株式取得の時期	平成26年4月25日
取得した株式の数	740株
取得価額	78百万円
取得した議決権比率	100%
取得後の議決権比率	100%

(株式取得による関連会社化)

当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱は、道路構造物の維持修繕業務の強化を目的として、㈱デーロス・ジャパンの株式を取得し、関連会社としました。

株式取得した会社の名称	㈱デーロス・ジャパン
事業の内容	道路構造物の調査・診断及び補修・補強事業
規模	資産 1,010 百万円 負債 826 百万円 純資産 183 百万円 (平成 25 年 9 月 30 日現在)
株式取得の時期	平成 26 年 5 月 26 日
取得した株式の数	315 株
取得価額	63 百万円
取得した議決権比率	16.1%
取得後の議決権比率	30.3%

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債の発行を決議しております。

区分	中日本高速道路株式会社第 57 回社債
発行総額	金 1,000 億円
利率	年 0.294 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 26 年 5 月 30 日
償還期日	平成 31 年 3 月 20 日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月29日

中日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 浩 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月29日

中日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 浩 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2013年4月1日から2014年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2014年 6月 5日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 伊藤 孝一郎 ㊞

常勤監査役 田宮 道衛 ㊞

社外監査役 神尾 隆 ㊞

(注) 監査役（社外監査役）富山和彦は海外出張のため、平成26年6月5日の監査役会を欠席いたしましたので、本監査報告書に署名押印をいたしておりません。なお、同監査役からは事前に監査報告書を受理しており、その監査方法と結果は上記の記載と同一の趣旨であります。

中日本高速道路株式会社

第 9 回 定 時 株 主 総 会

(決議事項)

第 1 号議案	剰余金の処分の件	P 1
第 2 号議案	取締役 7 名の選任の件	P 2
第 3 号議案	監査役 4 名の選任の件	P 4
第 4 号議案	退任役員に対する慰労金の贈呈の件	P 6

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおり、関連事業に係る利益については、将来投資への備えなど財務基盤の強化のために「別途積立金」として積み立てることといたしたく存じます。

また、高速道路事業に係る損失については、そのうち高速道路の利用者に対する安全性の確保を図るために高速道路事業の利益剰余金の一部を活用して行うこととした事業につき、事業の実施に必要な費用に充てるために会社が負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受の対象外としたことによる損失を安全性向上積立金から、その他の損失を高速道路事業積立金から、それぞれ取り崩すことといたしたく存じます。

なお、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第7号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金に係る利益については、繰越利益剰余金といたしたく存じます。

【剰余金の処分に関する事項】

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	2,134,101,870 円
繰越利益剰余金	3,103,096,752 円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

安全性向上積立金	3,998,929,779 円
高速道路事業積立金	1,238,268,843 円

(注) 安全性向上積立金、高速道路事業積立金及び別途積立金の取崩しを行う場合は株主総会の決議によります。

第2号議案 取締役7名の選任の件

取締役全員6名は、第9回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	さむら しゅんいち 茶村 俊一 (昭和 21 年 1 月 31 日生)	昭和 44 年 3 月 株式会社松坂屋入社 平成 11 年 5 月 同 取締役名古屋事業部長兼名古屋店長 平成 12 年 5 月 同 常務取締役 平成 14 年 5 月 同 代表取締役専務取締役 平成 15 年 5 月 同 本社営業本部長 平成 16 年 5 月 同 代表取締役専務執行役員本社経営企画室長 平成 16 年 9 月 同 代表取締役専務執行役員本社経営企画室長兼 内務業務改革室長 平成 18 年 3 月 同 代表取締役専務執行役員本社経営企画室長 平成 18 年 5 月 同 代表取締役社長執行役員 平成 18 年 9 月 株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役社長 平成 19 年 5 月 株式会社松坂屋代表取締役社長執行役員営業統括本 部長 平成 19 年 9 月 J. フロントテイリング株式会社取締役銀座再開発担当 株式会社大丸取締役 平成 20 年 5 月 株式会社松坂屋代表取締役社長 平成 22 年 3 月 J. フロントテイリング株式会社代表取締役社長 平成 25 年 4 月 同 代表取締役会長	0株
2	みやいけ よしひと 宮池 克人 (昭和 21 年 9 月 5 日生)	昭和 46 年 4 月 中部電力株式会社 入社 平成 13 年 6 月 同 取締役 土木建築部長 平成 15 年 6 月 同 取締役 発電本土木建築部長 平成 17 年 6 月 同 常務取締役執行役員 情報システム部統括、環境・ 立地本部長 平成 19 年 6 月 同 代表取締役副社長執行役員 資材部分担、情報 システム部統括、環境・立地本部長 平成 20 年 6 月 同 代表取締役副社長執行役員 情報システム部統括、 環境・立地本部長 平成 23 年 6 月 同 代表取締役副社長執行役員 情報システム部統括、 発電本部長 平成 25 年 6 月 同 顧問	0株
3	たかまつ たかひさ 高松 隆久 (昭和 31 年 2 月 1 日生)	昭和 53 年 4 月 日本道路公団 入社 平成 20 年 6 月 当社執行役員 横浜支社長 平成 20 年 7 月 執行役員 東京支社長 平成 22 年 6 月 常務執行役員 東京支社長 平成 22 年 9 月 取締役 常務執行役員 関連事業本部長 平成 26 年 4 月 取締役 常務執行役員 東京支社長	0株
4	ひろせ あきら 廣瀬 輝 (昭和 29 年 4 月 29 日生)	昭和 52 年 4 月 建設省(現国土交通省)入省 平成 20 年 7 月 国土交通省 大臣官房審議官 平成 21 年 7 月 当社執行役員 建設事業本部長 平成 22 年 6 月 常務執行役員 建設事業本部長 平成 22 年 9 月 取締役 常務執行役員 建設事業本部長 平成 26 年 4 月 取締役 常務執行役員 技術・建設本部長	0株
5	こむろ としじ 小室 俊二 (昭和 29 年 11 月 18 日生)	昭和 53 年 4 月 日本道路公団 入社 平成 21 年 6 月 当社執行役員 企画本部経営企画部長 平成 23 年 6 月 取締役 常務執行役員 企画本部長 兼企画本部経営企画部長 平成 24 年 7 月 取締役 常務執行役員 企画本部長 平成 26 年 4 月 取締役 常務執行役員 経営企画本部長	0株

6	いのくま やすお 猪熊 康夫 (昭和30年4月19日生)	昭和55年4月 平成22年6月 平成23年6月 平成25年6月 平成26年4月	日本道路公団 入社 当社執行役員 八王子支社長 執行役員 名古屋支社長 取締役 常務執行役員 保全・サービス事業本部長 取締役 常務執行役員 保全企画本部長	0株
7	かばしま てつ 樺島 徹 (昭和35年10月27日生)	昭和58年4月 平成25年2月 平成26年4月	建設省(現国土交通省)入省 国土交通省 大臣官房審議官(都市局担当) 当社 常務執行役員 総務本部長	0株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 茶村俊一氏は、会社法第2条第15号に定めのある社外取締役候補者です。
3. 候補者茶村俊一氏は、株式会社松坂屋代表取締役社長、J. フロントリテイリング株式会社代表取締役社長、代表取締役会長などを歴任されたことにより培われた豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査役4名の選任の件

監査役全員4名は、第9回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たみや みちえい 田宮 道衛 (昭和25年12月10日生)	昭和49年4月 日本道路公団 入社 平成17年10月 当社執行役員 横浜支社長代行 平成18年6月 執行役員 関連事業本部長代行 兼 関連事業本部事業開発部長 平成19年10月 執行役員 総務本部人事部長 平成22年9月 常務執行役員 総務本部人事部長 平成24年6月 監査役(常勤)	0株
2	おかやま ひろむ 岡山 弘 (昭和27年8月21日生)	昭和51年4月 石川島播磨重工業株式会社(現株式会社 IHI) 入社 平成19年4月 同 理事 物流・鉄構事業本部 管理部長 兼 事業開発部 事業推進グループ 担当部長 平成21年4月 石川島運搬機械(現IHI運搬機械)株式会社 パーキングシステム事業本部 パーキングシステム 事業部長 平成21年6月 同 常務取締役 パーキングシステム事業本部 パーキングシステム事業部長 平成23年6月 同 常務取締役 パーキングシステム事業本部長	0株
3	しらいし ますみ 白石 真澄 (昭和33年11月6日生)	昭和62年3月 株式会社西武百貨店 平成元年5月 株式会社ニッセイ基礎研究所 平成13年7月 同 主任研究員 平成14年4月 東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授 平成18年4月 同 経済学部社会経済システム学科 教授 平成19年4月 関西大学政策創造学部 教授	0株
4	みずお けんいち 水尾 健一 (昭和22年8月21日生)	昭和47年4月 トヨタ自動車工業(現・トヨタ自動車)株式会社 入社 平成12年1月 同 秘書部長 平成15年1月 東和不動産株式会社 常勤顧問 平成15年6月 同 常務取締役 平成19年6月 同 専務取締役 平成22年6月 同 代表取締役社長 平成25年6月 同 相談役 (重要な兼職の状況) DHC名古屋株式会社 代表取締役社長	0株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 岡山弘氏、白石真澄氏及び水尾健一氏の3氏は、会社法第2条第16号に定めのある社外監査役候補者です。
3. 候補者岡山弘氏は、株式会社IHI理事物流・鉄構事業本部管理部長兼事業開発部事業推進グループ担当部長、IHI運搬機械株式会社常務取締役パーキングシステム事業本部長などを歴任されたことにより培われた豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 候補者白石真澄氏は、関西大学政策創造学部教授、旭化成株式会社社外取締役、株式会社JPホ

ールディングス社外取締役などを歴任されたことにより培われた豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

5. 候補者水尾健一氏は、トヨタ自動車株式会社秘書部長、東和不動産株式会社代表取締役社長などを歴任されたことにより培われた豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

第4号議案 退任役員に対する慰労金贈呈の件

1. 第9回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます金子剛一氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、笹子トンネル事故による社会情勢等を踏まえ、支給を留保することとし、具体的金額及び支給時期については、取締役会にご一任いただきたく存じます。

また、取締役を退任されます川口文夫氏については、無報酬であることから、当社所定の基準に従い、慰労金を贈呈いたしません。

2. 第9回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任されます伊藤孝一郎氏、神尾隆氏及び富山和彦氏につきましては、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、具体的金額及び支給時期については、取締役会にご一任いただきたく存じます。

退任されます取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
川口 文夫	平成 24 年 9 月 14 日 取締役会長 現在に至る
金子 剛一	平成 22 年 6 月 28 日 代表取締役会長兼社長 平成 24 年 6 月 27 日 代表取締役社長 現在に至る
伊藤 孝一郎	平成 22 年 9 月 16 日 常勤監査役 現在に至る
神尾 隆	平成 23 年 6 月 27 日 非常勤監査役 現在に至る
富山 和彦	平成 23 年 6 月 27 日 非常勤監査役 現在に至る